

ジェンダー本質主義論争の争点はどこにあるのか

西條玲奈 (Reina Saijo)

大阪大学

本発表の目的は分析フェミニズム哲学においてジェンダー本質主義論争と呼ばれる議論の争点を確認し、ジェンダー概念を構成する要素を分類するための議論の蓄積として評価することにある。

ジェンダー本質主義論争とは、女性や男性といった特定ジェンダー集団のメンバーに共通する性質 P または性質 P 群が存在するか、という問いに対する議論の総称である。フェミニズムではジェンダー本質主義は批判されるべき立場として言及されることが多く、クワインのいう「アリストテレス的本質主義」同様、非難の意味で使われることも少なくない。その理由は、主に、特に女性であるための条件となる性質 P 群を認めることは排他性つながるからである。自分を女性と思う人がいても P を欠いた人は女性から排除されてしまう。排他性は、ひとの社会的アイデンティティが他の社会的性質から独立には成り立たない (cf. Crenshaw 1989, Spelman 1990) ことが主張され、女性の中でも、人種、性的指向、トランスジェンダーかシスジェンダーか、障害の有無などにその他のマイノリティ女性の不可視化が問題視されて以来厳しく問題視される。単に「女性とは P である」という条件のみで女性集団を規定することは、実質的にマイノリティ女性の不可視化に加担してしまうからである。

他方で、ジェンダー本質主義の問いを肯定する必要性が主張されることもある。その理由は、第一に女性という社会的不正義を被る集団を定義できなければフェミニズムは誰の利害を代表しているか不明だ、というものである。特にフェミニズムが改善の対象とするのは社会構造であるという言い方がなされる場合、それはたんなる個人の問題ではなく女性とみなされる社会階級に属するがゆえに生じる不正を問題視しているはずである。第二の理由は、人のジェンダーアイデンティティは社会の状況の中で成立するという点である。女性や男性といったジェンダーアイデンティティをもつとは、社会で成立している女性らしさや男性らしさとされるさまざまな性質と無関係には成立しない。もし女性を定義する性質を認めないのであれば、ジェンダーアイデンティティが社会的性質であることを説明するのは難しい。

これらをふまえてジェンダー本質主義論争の争点を以下のジレンマとして表現したい。

1. フェミニズムは女性という社会集団または社会階級が被る不正義の是正を目指す。
2. 1の主張は女性という固有の社会階級の存在を前提とする。(社会階級の存在)
3. 女性という社会階級を認めることは、女性とは P あるいは $P_1 \dots P_n$ であるという何らかの条件を設けることである。(女性であるための条件)
4. フェミニズムは女性集団の中に多様なアイデンティティをもつ女性を包括すべきである。(包括性の原則)
5. もし女性であるために P という条件があるなら、P あるいは $P_1 \dots P_n$ をもたな

い女性は女性ではないことになる (3 より)。これは 4 に反する。

6. したがって、女性であるための条件となる P あるいは $P_1 \dots P_n$ のような性質は存在しないか、または包括性の原則は誤りかのいずれかである。

多くのフェミニストは包括性の原則を否定する道を選ばない。このときとりうる選択肢は、第一に女性であるための必要条件を否定する消去主義。第二に女性の条件となる性質 P の通じ的变化に訴え包括性の原則との両立可能性を主張する歴史主義、第三に包括性の原則に抵触しない性質 P を特定する改訂主義の立場がある。これらをジェンダー概念を構成するどのような要素を前提しているかという観点から検討する。

消去主義とは女性を定義する性質を否定する立場である (cf. Butler 1991)。消去主義をとりつつ女性という概念を使用するのであれば、それ以上分析できない原始概念ととらえていることになるだろう。これは説明の放棄にすぎないともみなせる。しかし消去主義的主張がフェミニズムにとって一定の意義をもつのは、個人が女性として生きている事実、いわばジェンダーアイデンティティを否定すべきでないという倫理的前提を明らかにするからである。

第二に、歴史主義は女性と呼ばれる集団の外延が時間を通じて変化する事に着目する。すなわち、女性とは P であるという条件は時間と共に変化するけれども、歴史的な連続性をもつ女性集団は一つの対象であると考えるのである。この立場は実のところ包括性の原則を一時的に放棄する立場である。というのも、ある条件 P が成立している時点においてその P を持たない女性はやはり女性集団から排除されてしまうからだ。アリソン・ストーンはこの女性としての条件の変化を、個々の女性が歴史を通じて是認や否定することで生じると説明する (cf. Stone 2004)。歴史主義では、社会階級としてのジェンダーの条件となる性質が規範として機能し、その規範に関連するジェンダーアイデンティティに影響を与えること、逆にアイデンティティのあり方によって変化する前提が明らかになる。

第三の立場は改訂主義である。これは明示的に女性とされる条件 P を特定するが、その条件 P はジェンダー不正義の是正に有用であれば許容されると主張する。サリー・ハズランガーによる概念の改定的説明 (cf. Haslanger 2012) と呼ばれる手法の一例である。ハズランガーによると、女性とは生殖上メスとしての機能を備えると観察または想像されることに基づいて社会の中で隷属的地位に位置付けられることであり、男性とは生殖上オスとしての機能を備えると観察または想像されることに基づいて社会の中で支配的地位に位置付けられることである (cf. Haslanger 2000)。ハズランガーの定義はトランス女性を排除する点でなお問題が残ることが指摘されている (cf. Jenkins 2016)。なお彼女の定義に意義があるのは、社会階級としてのジェンダーに範囲を限定し、ジェンダーアイデンティティやジェンダー規範と関連はするが区別される概念として明示した点である。

ジェンダー本質主義論争は「女性集団のメンバーが共通してもつ性質 P 群はあるか」という問いに対する議論であった。この問いによって生じるジレンマを解消しようとする議論を通じて、フェミニズムにおけるジェンダー概念が社会階級、ジェンダーアイデンティティ、ジェンダー規範という異なる要素を前提にしていることが明示化されたといえる。